

**公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金第三
二期決算公告****一、事業概要**

福岡県内のアジアからの大学院留学生六名に対し、総額三、六〇〇、〇〇〇円の奨学金を給付した。

二、財産目録

令和八年三月三十一日現在
資産合計 二七五、七一二、三三一円
負債合計 〇円
正味信託財産 二七五、七一二、三三一円
令和八年八月七日
福岡市中央区天神二丁目一三番一七号
公益信託椎木正和記念アジア留学生奨学基金

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市古川塚目字原屋敷一〇六番地二、最後の住所宮城県大崎市古川塚目字原屋敷一〇六番地二 被相続人 亡 高橋 秀徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
宮城県仙台市青葉区片平一丁目二番二四号
第一SACビル五階 弁護士法人植松法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市常磐上湯長谷町梅ヶ平六番地二、最後の住所福島県いわき市常磐上湯長谷町梅ヶ平六番地二 被相続人 亡 湯妻 義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

福島県いわき市平字六間門二番地の三四
相続財産清算人 弁護士 越前谷元紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡五霞町大字元栗橋一三九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人 亡 苦瀬 茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
茨城県古河市常盤町三番一七号コーポサンフ
レッチェ二〇三 渡良瀬法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都足立区足立一丁目二番地、最後の住所埼玉県三郷市早稲田二丁目一〇番地四
ウツドライク三郷三〇六号室 被相続人 亡 内田 和明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一〇番一〇号オギ
ノビル二階越谷総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍福岡県北九州市門司区風師四丁目一五二番地、最後の住所東京都北区赤羽北二丁目一五番五二〇九号ソルフエスタ赤羽 被相続人 亡 濱田 義孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月八日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
事務所東京都中央区銀座五丁目一五番一九
号銀座三真ビル七階西村法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区祖師谷五丁目九七二番地二、最後の住所東京都世田谷区祖師谷五丁目二番一七号 被相続人 亡 山口 喬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月八日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢
島ビル五階宮本法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮本 正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区南台五丁目二四番地、最後の住所東京都中野区南台五丁目二三番一七号 被相続人 亡 田中正太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月八日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一七号虎ノ門
40Mビル二階 虎ノ門総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都葛飾区金町四丁目二〇八番地、最後の住所東京都葛飾区金町四丁目八番一六号 被相続人 亡 白石 栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月八日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
東京都中野区中野五丁目六七番六号ビジネ
スハイツ中野七階七〇五号室慶福法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍東京都北区豊島一丁目四〇番地一、最後の住所東京都足立区新田一丁目一四番一七〇三号 被相続人 亡 牛込 伸江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月八日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番二
号新日石ビル一〇階田辺総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区野方五丁目七五九番地、最後の住所神奈川県相模原市中央区並木三丁目一番一九七〇九号 被相続人 亡 香掛きよ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸
山梨ビル中込博法律事務所

相続財産清算人 弁護士 落合 圭子

令和八年八月七日

神奈川県相模原市南区上鶴間六丁目三二番
一〇号 新光東林間ビル五階 エスキス法
律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県長岡市高見一丁目九番地四、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 岡村 繁男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号
ほしの法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍静岡県磐田市浜部五〇五番地、最後の住所山梨県甲府市天神町一三番三三番五号甲府病院 被相続人 亡 川島 貴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日
山梨県甲府市中央一丁目一二番四二番甲府
第一法曹ビル四一A舞鶴法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山梨県都留市金井二七〇番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 藤本 和哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月七日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸
山梨ビル中込博法律事務所

相続財産清算人 弁護士 落合 圭子

令和八年八月七日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸
山梨ビル中込博法律事務所

相続財産清算人 弁護士 落合 圭子